



令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、子育て世帯を支援する観点から、国が給付を決定した標記給付金について、18歳以下の子どもを養育する保護者に対し、子ども1人につき5万円の給付金を支給します。

- **支給対象者** 次に記載する対象児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者で、児童手当受給者もしくは、それに準ずる対象者に支給されます。
- (※児童手当受給者とは、令和2年分の所得が児童手当所得制限限度額内の人です。)
- ※高校生等(15歳～18歳)の保護者は、基準日時点で桐生市に住民登録がある人です。)
- [対象児童]

- ① 令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ② 9月30日(基準日)時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満である者)
- ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童

■ **基準日** 令和3年9月30日

■ **支給額** 対象児童1人につき一律5万円

■ **受給手続** 申請が不要な人と必要な人がいます。

申請が不要となる人(1)

- ア) 桐生市から令和3年9月分の児童手当を12月10日までに受給した人
- (※上記に該当し、基準日において高校生等の児童を養育している場合には、その給付分も一緒に支給します。)
- イ) 基準日において、桐生市に住民登録がある特別児童扶養手当または児童扶養手当の受給者のうち高校生等の児童を養育する人
- ウ) 令和3年9～10月に生まれた新生児の父母等で、桐生市に児童手当の申請を行い、令和3年11月までに児童手当が認定された人
- ☞ 上記ア)～ウ)の対象者には、児童手当等を支給する金融機関の口座への振込により支給します。対象者には、12月13日頃に「給付案内通知」を郵送する予定です。受給を希望しない場合には、12月16日(木)までに、「受給拒否の届出書」を市へ提出していただく必要があります。届出用紙は、市ホームページからダウンロード、または、子育て支援課・新里支所・黒保根支所で配布いたします。

なお、受給を希望する人には、12月21日頃、「支給決定通知書」を郵送します。
(支給は、12月24日(金)を予定しています。)

申請が不要となる人 (2)

- エ) 令和3年9月以降に出生した新生児の父母等で、10月～12月までに児童手当の申請を行い、児童手当の認定を12月～令和4年1月までに受けた人
- オ) 令和3年11月16日以降に児童手当現況届を提出し、児童手当9月分を受けることになった人

☞ 上記エ)、オ)の対象者には、児童手当の認定後随時「給付案内通知」を発送します。受給を希望しない場合には、市が指定する日までに、「受給拒否の届出書」を市へ提出していただく必要があります。また、受給を希望する人には、事前に支給決定通知書を郵送します。(1月より順次支給する予定です。)

申請が必要な人 上記ア)～オ)以外の人

(例：基準日時点で桐生市に住民登録があり、児童手当等を受給していない高校生等のみを養育している人や対象児童を養育する公務員。9月以降に出生した新生児の父母等で令和4年1月以降に児童手当の申請を行う人等。)

☞ 給付の該当が見込まれるご家庭には、本市から1月初旬までに、制度案内通知を送付する予定です。支給要件をご確認いただき、該当となる場合には、申請書等を提出していただきます。

- 申請受付期間 令和4年1月6日(木)～令和4年2月28日(月)
(※ただし、令和4年2月～3月に出生した新生児にかかる申請期限につきましては、後日、市のホームページ等でお知らせします。)
- 申請窓口 子育て支援課(保健福祉会館1階)、新里・黒保根支所市民生活課
(午前8:30～午後5:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く))
- 審査結果等 審査後、支給要件に該当し、受給可能となる人には、支給決定通知書を郵送します。また、支給要件に該当しない場合には、不支給決定通知書を郵送します。
- 制度周知 桐生市ホームページ掲載・ふれあいメール発信、広報きりゅう1月号掲載



【問い合わせ】
子どもすこやか部子育て支援課子育て支援係
担当 中鉢 TEL 0277-47-1152